

# 公共空間におけるイスラムのヴェール問題

## 欧州人権裁判所の判例の批判的考察

小坂田裕子

### はじめに

欧州においてイスラムのヴェール問題が注目を集めるようになったのは、1989年にフランスでヘッドスカーフを着用して公立学校に登校したことを理由とするムスリムの生徒の退学事件を契機とする。フランスでは、2004年に公立学校におけるこれ見よがしな宗教的標章の着用を禁止する、通称「スカーフ禁止法」が成立している。公立学校での教師や生徒によるヘッドスカーフ着用問題は、ドイツ、イギリス、スイス、スペイン、イタリア、ベルギー、オランダ等でも論争となり<sup>(1)</sup>、いまや西欧においてヘッドスカーフ論争を経験していない国は皆無とまでいわれている<sup>(2)</sup>。さらに近年、ヴェール問題は新たな展開を迎えた。2011年にフランス、ベルギーで、公共の場所においてブルカやニカブを含む顔を覆う衣服の着用を禁止する、通称「ブルカ禁止法」が発効し、欧州の複数の国

---

(1) 各国における議論の状況については、Dominic McGoldrick, *Human Rights and Religion: The Islamic Headscarf Debate in Europe*, Hart Publishing, 2006.

(2) クリスチャン・ヨブケ(著)、伊藤豊他(訳)『ヴェール論争 リヴェリズムの試練』法政大学出版社(2015年)、3頁。

で同様の法律を制定すべきとの議論がおこなわれた,あるいは現在もおこなわれている。

西欧においてイスラムのヴェール論争がここまで過熱した背景として,ムスリムとイスラムに対する嫌悪感が社会的に強まってきたことが指摘されている。<sup>(3)</sup> 西欧諸国には多数のムスリム移民が居住しているが,その存在は景気の後退とともに,雇用を脅かし社会保障を圧迫するものとして嫌悪されてきた。西欧各地で閉鎖的な共同体を形成し,容易に受入国に同化しようとしないうスリム移民に,欧州は苛立ちを募らせている。さらに,2001年の同時多発テロ,その後もマドリード(2004年),ロンドン(2005年),パリ(2015年),ブリュッセル(2016年)でイスラム過激派のテロがおこなわれ,「ムスリム=テロリスト」という短絡的な思考を生み出し,世界に激しいイスラモフォビア(イスラム恐怖症)を引き起こした。そのため,ヴェール問題は,「ヨーロッパとイスラムの政治的・社会的・文化的軋轢を集約的かつシンボリックに表現している」とさえいわれる。<sup>(4)</sup>

本稿の目的は,欧州人権裁判所におけるイスラムのヴェール問題を宗教的マイノリティの問題として捉え,その観点から同裁判所の判決及び決定を批判的に考察することにある。ムスリムが多数のトルコにおいても,同様の問題は存在するが,他の欧州諸国とは事情が異なることから,本稿ではマイノリティとしてのイスラムのヴェール問題に焦点をあてる。ただし,欧州人権裁判所の判例は,マイノリティとしてのイスラムのヴェール問題をトルコの事例に依拠して判断する場合もあるため,その限りにおいて,トルコの事例も扱う。以下では,まず .にて公教育の場にお

---

(3) 内藤正典「スカーフ論争とは何か」内藤正典他(編著)『神の法 vs. 人の法 スカーフ論争からみる西欧とイスラームの断層』日本評論社(2007年),3-4頁;「訳者解題」C. ヨブケ(著),伊藤他(訳)前掲書・注(2),219-221頁。

(4) 「訳者解題」C. ヨブケ(著),伊藤他(訳)前掲書・注(2),221頁。

けるヴェール問題を考察する。 .1. で欧州人権裁判所の関連判例の批判的検討をおこない、その上で、 .2. において、キリストの磔刑像の事例との比較考察を通じて、公立学校における宗教的標章の規制をめぐる裁判所のアプローチの問題を指摘する。次に、 .3. において公共空間一般におけるヴェール問題の検討として、S.A.S. 対フランスを批判的に考察する。これらの検討を通じて、宗教的多元主義の実現方法をめぐり対立が生じた場合の欧州人権裁判所の役割について考える。

## 2. 公教育の場におけるヴェール問題

### 1. 欧州人権裁判所のアプローチの特徴と批判

これまで公立学校におけるヘッドスカーフ着用をめぐる教師の懲戒処分や生徒の退学処分について複数の申し立てがなされているが、欧州人権裁判所では条約違反を認定した事例は存在しない。これらの事例に共通しているのは、国家と宗教の関係に関する民主的社会における意見が多様であり、教育機関における宗教的標章の着用について欧州共通基準へのコンセンサスが欠如していること等を理由に、締約国に広い評価の余地を認め、宗教的多元主義の確保を目的とした学校の宗教的中立性原則、あるいは世俗主義原則を根拠に、当該干渉が正当化されるというものである。イスラムのヘッドスカーフ着用をめぐる事件のほとんどにおいて、裁判所は、民主的社会にとって多元主義がその不可分の価値であることを強調しているが、これらの事例における多元主義の考え方は、公立学校において特定の宗教の影響を排除することにより、宗教的多元性が確保されるというものといえる。

公教育の場におけるヴェール問題に関する欧州人権裁判所のアプローチに対する批判は、主に初期の事例に集中している。この点については、先行研究も多くあるため、ここでは後の判例に影響を与えた Dahlab 事

(5) See, for example, Carolyn Evans, “The ‘Islamic Scarf’ in the

<sup>(6)</sup>件とその問題点に簡単に触れるだけにしたい。Dahlab 事件は、スイス・ジュネーヴの公立小学校教師が授業中にイスラムのヘッドスカーフを着用することを禁止されたことが問題となったものである。裁判所は、スカーフが「強力な外的標章」とであると評し、担当する生徒が低年齢であり影響を受けやすいことを理由に、「ヘッドスカーフの着用はある種の改宗勧誘効果をもちうることを完全に否定することは出来ない」と述べる。さらに、「ヘッドスカーフの着用がコーランに定められた戒律によって女性に課されていることが明らかであることからすれば、...それはジェンダー平等原則と一致することは難しい」と強調する。その上で、裁判所は、「それゆえ、イスラムのヘッドスカーフの着用と、民主的社会において全ての教師が生徒に伝えなければならない、寛容のメッセージ、他者の尊重、とりわけ平等及び無差別とを調和させることが難しいことは明らかである」とし、ジュネーヴ当局は評価の余地を超えておらず、その措置は不合理ではないと結論づけ、訴えは「明白に根拠不十分」(第35条3項)であるとして退けた (p. 13)。

この決定に対する批判として、次の2点を指摘できる。まず第1に、裁判所がヘッドスカーフをジェンダー平等原則と両立することは難しい

---

European Court of Human Rights”, *Melbourne Journal of International Law*, Vol.7 (2006), pp.52-73; Isabelle Rorive, “Religious Symbols in the Public Space: In Search of a European Answer”, *Cardozo Law Review*, Vol.30 (2008-2009), pp.2669-2698; Raffaella Nigro, “The Margin of Appreciation Doctrine and the Case-Law of the European Court of Human Rights on the Islamic Veil”, *Human Rights Review*, Vol.11 (2010), pp.531-564; 北村泰三「ヨーロッパ人権裁判所の判例にみる人権と多文化主義との相克」『世界法年報』第29号(2010年), 102-115頁; Cochav Elkayam-Levy, “Women’s Rights and religion-The Missing Element in the Jurisprudence of the European Court of Human Rights”, *University of Pennsylvania Journal of International Law*, Vol.35 Issue 4 (2014), pp.1175-1222.

- (6) ECtHR, *Dahlab v. Switzerland*, Application no. 42393/98, Decision of 15 February 2001.

と評価したことに対する批判がある。後のŞahin 事件判決では、<sup>(7)</sup>Dahlab 事件決定の当該箇所への言及がおこなわれ (Şahin case, para. 111), さらに大学におけるヘッドスカーフ禁止の主要な目的である世俗主義原則の正当性を認めるにあたり、「多元主義の価値、他者の権利の尊重、とりわけ法の前の男女平等が教えられており、実行において適用されているような文脈」が考慮されていることからすれば (Şahin case, para. 116), ヘッドスカーフの着用はジェンダー平等と両立しえないという考えは受け継がれているように見える。<sup>(8)</sup>Dogru 事件判決でも、Dahlab 事件決定の当該箇所への言及がおこなわれている (Dogru case, para. 64)。

イスラム教の聖典コーランの第24章31節は、信者の女が貞淑を守るために、ヴェールを胸の上まで垂れ、自分の夫又は父以外には、自らの美や飾りを表してはならないという記述がある。<sup>(9)</sup>これは「性的部位」を隠すように求めるもので、信者の女性たちは、その部位についての判断に応じて、頭からすっぽり全身を覆うブルカ、チャドル、ニカーブや、頭髪のみを覆うヒジャブ等を被っている。<sup>(10)</sup>イスラムのヴェールは、女性の信教の自由、表現の自由、身なりの自己決定権等を制約するものであって、女性の人権にとってマイナスシンボルであるというフェミニストの議論は、<sup>(11)</sup>特に西欧社会で広く受け入れられており、公共空間においてヴェールの着用を禁止する法律の制定根拠として主張されることも多い。<sup>(12)</sup>

---

(7) ECtHR, Leyla Şahin v. Turkey, Application no. 44774/98, Chamber Judgment, 29 June 2004; Grand Chamber Judgment, 10 November 2005.

(8) ECtHR, Dogru v. France, Application no. 27058/05, Judgement of 4 December 2008.

(9) 内藤正典「スカーフ論争とは何か」内藤他前掲書・注(3), p. 11-12.

(10) 辻村みよ子「多文化共生社会のジェンダー平等 イスラムのスカーフ論争をめぐって」『東北大学グローバルCOE GEMC ジャーナル』第1号(2009年), 11頁。

(11) 辻村前掲論文・注(10), 15頁。

もっとも、イスラムのヴェールをもっぱら女性抑圧のシンボルとして理解することには、フェミニストの中でも、ムスリムの中でも意見は分かれている。たしかにムスリム女性の中には、ヴェールを女性抑圧のシンボルと捉え、それを脱ぎ捨てる者もいることは事実である。しかし、自らの意思で、時には家族に背いてまでも、ヴェールを被るムスリム女性も少なくない。こうした女性達にとってヴェールは抑圧のシンボルどころか、自らの宗教的アイデンティティを表明するための行為として、積極的で自律的な立場表明であって、自らを解放する行為ですらありうる。<sup>(14)</sup>

このようにイスラムのヴェールには、相異なる視点が主張されているにもかかわらず、Dahlab 事件決定やŞahin 事件判決における欧州人権裁判所は、もっぱら女性抑圧のシンボルとしてのヴェールという視点に傾倒しており、一方的である。この点を批判して、Carolyn Evans は、「衣装の教えについての詳細な議論も、様々なムスリム社会において、様々なムスリム学者によっておこなわれている多様な解釈についての詳細な議論も無い。裁判所による問題に対する曖昧で大雑把なアプローチは、普及する西側の見解に依拠しているように見える。すなわち、コーランとイスラムは女性に対して抑圧的であって、それは自明で、イスラムに関する共有されている理解であるから、このことについて詳細に立ち入ることも、より具体的にする必要はないというものである」<sup>(15)</sup>と述べ

(12) 辻村前掲論文・注(10), 14-15頁; 中島宏「「共和国の拒否」 フランスにおけるブルカ着用禁止の試み」『一橋法学』第9巻第3号(2010年), 808-810頁。

(13) 辻村前掲論文・注(10), 15頁。

(14) 阪口正二郎「リベラル・デモクラシーにとってのスカーフ問題」内藤他前掲書・注(3), 41頁。

(15) C. Evans, *supra* note 5, p. 65. See also Chirstine Chinkin, "Women's Human Rights and Religion: How Do they Co-Exist?", in Javaid Rehman *et al.* (eds.), *Religion, Human Rights and International Law: A Critical Examination of Islamic State Practices*, Brill, 2007, pp. 72-73.

ている。

第2に、イスラムのヘッドスカーフが生徒や他の学生に影響を与える影響について、裁判所が証拠を示すことなく認めたことに対する批判である。本件では、Dahlabがヘッドスカーフを着用して授業をおこなっていた4年以上にわたって、生徒やその両親からいかなる苦情もおこなわれておらず、Dahlabが生徒達に何らかの有害又は強制的な影響を行使していたという証拠は存在しなかった。

同様の問題は、トルコの大学における学生によるヘッドスカーフの着用が問題になったŞahin事件判決においても存在する。Şahin事件判決では、特に小法廷において、トルコでイスラム教は多数派であるため、改宗勧誘効果ではなく、大学でヘッドスカーフを着用することを選択しない者に対する影響に留意する必要性が指摘されている。しかし、Dahlabの場合と同様、Şahinも宗教的標章であるヘッドスカーフの着用を通じて、友人に影響を与えようとしたり、彼女達の権利や自由を侵害しようとしたりしたという証拠はない<sup>(16)</sup>。また、裁判所は、イスラムのヘッドスカーフは「近年、トルコにおいて政治的な重要性をもっており」、「社会全体に、自らの宗教的標章と宗教的教義に基づく社会概念を押しつけようとする過激派の政治運動が存在する」ことを強調しており、ヘッドスカーフの着用は世俗主義原則に矛盾すると考えている。しかし、Şahinは、「世俗主義原則を含めて、トルコ国家の憲法上の諸原則に対するいかなる意見も表明していないし、声明もおこなっておらず、抗議もしていない」ことを主張しており、それはトルコ政府によっても争われていない。この点に関して、Tulkens裁判官は、反対意見において、「単なるヘッドスカーフの着用は、原理主義と結びつけられえないし、ヘッドスカーフを着用する者とヘッドスカーフを強制しようとする過激派との区別をつけることは重要である(略)。ヘッドスカーフを着用す

---

(16) I. Rorive, *supra* note 5, p. 2683.

る全ての女性が原理主義者ではなく、申立人が原理主義的見解を有していたことを示すものはない」と指摘している (Şahin case, GC p. 47)。

## 2. Lautsi 事件判決との比較からの評価

では、他の宗教の標章、特にヨーロッパにおける多数派宗教であるキリスト教の標章について、欧州人権裁判所は、どのようなアプローチをとっているのだろうか。公立学校におけるキリスト教の宗教的標章である磔刑像の掲示が問題になった事例として、Lautsi 事件判決が存在する<sup>(17)</sup>。Lautsi 事件小法廷判決は、締約国に広い評価の余地を認めていないが、Dahlab 事件判決と判断のロジックは共通する点が多くある。すなわち、Dahlab 事件におけるイスラムのヘッドスカーフと同様に、磔刑像を「強力な外的標章」と認定し、他の宗教の生徒、本件ではマイノリティ宗教に属する生徒への影響が大きいことに鑑み、違反認定を導いている。これに対して、Lautsi 事件大法廷判決は、公立学校における宗教的標章の存在の問題に関する欧州コンセンサスの欠如等を理由に、締約国に広い評価の余地を認めた点で、一連のイスラムのヘッドスカーフ事件とアプローチを同じくするが、判断のロジックは異なる。大法廷は、磔刑像を「本質的に消極的な標章」と認定し、教室での掲示が生徒に影響を与える証拠がないこと等を指摘して、違反なしの判断を導いている。以下では、イスラムのヘッドスカーフの事例と Lautsi 事件両判

---

(17) Lautsi 事件の国内裁判所と欧州人権裁判所における判決については、江原勝行「イタリアにおける国家非宗教性原則と公共空間における宗教的標章 公立学校内のキリスト十字架像をめぐる欧州人権裁判所判決を手がかりに」『アルテス リベラレス (岩手大学人文社会科学部紀要)』第92号 (2013年), 87-111頁参照。

(18) ECtHR, Lautsi v. Italy, Application no. 30814/06, Chamber Judgement, 3 November 2009.

(19) ECtHR, Lautsi v. Italy, Application no. 30814/06, Grand Chamber Judgement, 18 March 2011.



決との比較検討から、公立学校における宗教的標章の規制をめぐる欧州人権裁判所のアプローチの問題を指摘する。

(1) 評価の余地理論とマイノリティの保護について

欧州人権条約には、自由権規約のようなマイノリティの権利条項は存在しない。しかし、そのことは欧州人権裁判所の判決においてマイノリティが保護に値しないことを意味しない。裁判所は、「個人の利益は、時々、集団の利益に服さねばならないが、民主主義は、多数派の見解が常に上回らなければならないことを単に意味するわけではない。マイノリティの人々の公正かつ適切な取り扱いを確保し、支配的な立場の濫用を避けることで、均衡が達成されなければならない」ことを繰り返し確認してきている。その一方で、裁判所は、教育の場における宗教的標章の問題について、欧州共通基準へのコンセンサスが認識できなければ、広い評価の余地を国家に認めるアプローチをとっている。Benvenistiが指摘するように、「(多数派の意思が反映される)国内政策では、マイノリティの価値はほとんど反映されておらず、このアプローチの主な敗者<sup>(20)</sup>」であり、そのような状況において評価の余地理論は、多くの場合、マイノリティに不利に働く。

そのため、公教育の場における宗教的標章の問題について、締約国に広い評価の余地が付与される場合、多数派宗教には有利な判断がおこなわれやすいのに対して、マイノリティ宗教には不利な判断がおこなわれやすいことになる。実際、一連のイスラムのヘッドスカーフ問題では、ムスリムに不利な判断がおこなわれているのに対して、イタリアの公学校における磔刑像の掲示が問題となったLautsi事件大法廷判決では、締約国に広い評価の余地を認めた結果、違反なしとなり、多数派宗教で

---

(20) Eyal Benvenisti, "Margin of Appreciation, Consensus, and Universal Standards", *International Law and Politics*, Vol.31 (1999), p.851.

あるキリスト教に有利な判断がおこなわれている。しかも, Dahlab 事件決定でイスラムのヘッドスカーフを「強力な外的標章」とする一方で, Lautsi 事件大法廷判決では磔刑像を「本質的に消極的な標章」とする判断根拠が不明確なこと, また Dahlab 事件決定や Şahin 事件判決でヘッドスカーフとイスラム原理主義やジェンダー差別を結びつけていることも加味して考えれば, 公教育の場における宗教的標章に関する欧州人権裁判所のアプローチが, Lautsi 事件小法廷判決を例外として, キリスト教に親和的でイスラム教に敵対的であると評価されるのには<sup>(21)</sup>, それなりの理由が存在するといえるように思う。

その意味で, Lautsi 事件小法廷判決が広い評価の余地を国家に認めず, 反多数決主義アプローチをとったとして, マイノリティ保護の観点から注目されたことは留意すべきである<sup>(22)</sup>。ただし, 欧州共通基準へのコンセンサスを一つの指針とする評価の余地の理論の適用は, 欧州人権裁判所が締約国と直接対立することから守ってきた側面もある。実際, 当該小法廷判決には, 欧州評議会の加盟国47カ国中, イタリアを含む21カ国もの国家から反対が表明された<sup>(23)</sup>。Dominic McGoldrick は, 現在の政治風潮として, 磔刑像の掲示を条約違反とすることには, ヨーロッパ

(21) Alicia Cebada Romero, “The European Court of Human Rights and Religion: Between Christian Neutrality and the Fear of Islam”, *New Zealand Journal of Public and International Law*, Vol.11 (2013), p. 101; Nicole Pope, “On crucifixes and religious diversity”, *Today’s Zaman*, 5 April 2011.

(22) Susanna Mancini, “The Crucifix Rage: Supranational Constitutionalism Bumps Against the Counter-Majoritarian Difficulty”, *European Constitutional Law Review*, Vol. 6 Issue 1 (2010), p. 25.

(23) Dominic McGoldrick, “Religion in the European Public Square and in the European Public Life-Crucifixes in the Classroom?”, *Human Rights Law Review*, Vol.11 Issue 3 (2011), p. 472 and 499; Jesús Colina, “Why 20 Nations are Defending the Crucifix”, available at: <http://www.zenit.org/en/articles/why-20-nations-are-defending-the-crucifix> (last accessed 12 January 2016).

中に反対が存在しており、大法廷判決次第では、欧州人権裁判所の信用性とその存在すら脅かされたことを指摘し、大法廷はこのような政治風潮を評価したからこそ、評価の余地理論の適用を通じて、高度に意見の分かれる宗教問題における調停者になることを避けたとしている。<sup>(24)</sup>

## (2) 2つの多元主義理解

欧州人権裁判所では、宗教的多元主義を実現する方法として、相異なる2つのアプローチが存在する。すなわち、イスラムのヘッドスカーフに関する一連の判決や Lautsi 小法廷判決は、公教育の場における特定の宗教の影響を排除することにより、宗教的多元性を確保するという考えをとっている。これに対して、Lautsi 大法廷判決は、多数派宗教が圧倒的に目につきやすいことを認めつつも、マイノリティ宗教にも配慮をおこなうことにより宗教的多元性が確保されているという考えに依拠している。<sup>(25)</sup> この点、Peroni は、Lautsi 大法廷判決によって、裁判所は、イスラムのヘッドスカーフ事件において採用していた前者のアプローチから離脱したと積極的に評価するが、果たしてそうなのだろうか。たしかに Lautsi 大法廷判決は、国家に付与された評価の余地の範囲を超えていないかの判断にあたり、イタリアの公立学校におけるマイノリティ宗教への配慮を考慮している。ただし、それはイタリア政府が主張したから考慮しただけであって、当該要素がなかったとしても、他の要素の判断から設定された評価の余地の限界には達しなかったと思われる。つまり、相異なる多元主義の理解について、裁判所はどちらがいいという判断をしているわけではなく、広い評価の余地を通じて、締約国にその

(24) D. McGoldrick, *supra* note 23, p. 502.

(25) ラウツィ事件において、大法廷は、イタリアの公立学校では生徒によるイスラムのヘッドスカーフや他の宗教的標章の着用が禁じられておらず、カトリック以外の宗教についても選択制の教育がおこなわれている等、他の宗教にも同様に修学環境が開かれているとのイタリア政府の主張を受け入れている (GC para. 74)。

判断を委ね、自らはこのセンシティブな問題についての判断は避けていると理解する方が適切だろう。

### ・ 公共空間におけるヴェール問題

はじめにでも見たように、近年、欧州においてヴェール問題は更なる展開を見せている。2011年にフランス、ベルギーで、公共の場所においてブルカを含む顔を覆う衣服の着用を禁止する法律が発効し、イタリア<sup>(26)</sup>、オランダ<sup>(27)</sup>、スペイン<sup>(28)</sup>、デンマーク、スイス<sup>(29)</sup>、イギリス等においても同様

---

(26) 2010年1月にイタリアのノヴェーラ (Novara) は条例で、公共の場において本人と確認できない衣服の着用を禁止し、ブルカを着用した女性に罰金を課している。'Police stop Muslim woman wearing veil in Italy', *BBC News*, 3 May 2010.

2015年12月にロンバルディア州は、公共の場所で本人と確認できない衣服等の着用を禁止する法を改正し、ブルカ等の顔を覆う衣服の着用を禁止することを明確にした。Alice Philipson, 'Italy's Lombardy bans burqa after terror attacks', *The Telegraph*, 11 December 2015.

(27) 2015年5月22日にオランダの内閣は、学校、病院、公共交通機関のような公共の場所で、顔を覆う衣服の着用に対して罰金を課す法案を承認した。ただし、当該法案は、道路でのブルカ等の着用を禁じるものではなく、発効するためには議会での採択を必要とする。The Government of the Netherlands, 'Ban on wearing face coverings in education and care sectors, public buildings and public transport', 22 May 2015, available at: <https://www.government.nl/latest/news/2015/05/22/ban-on-wearing-face-coverings-in-education-and-care-sectors-public-buildings-and-public-transport>.

(28) スペインのカタルーニャ自治州リエイダ (Lleida) は、公共の場において顔・全身を覆うヴェールの着用を禁止する条例を2010年10月8日に可決した。(青砥清一「リエイダ市のブルカ禁止条例を無効とした事例 スペイン最高裁2013年2月14日判決」『グローバル・コミュニケーション研究』第1巻(2014年), 136頁参照)

(29) スイス南部のティチーノ州 (Ticino) では、2013年9月22日の住民投票での賛成多数を経て、2015年11月23日にティチーノ議会は公共の場で顔を覆う衣服の着用に対して罰金を課す法案を可決した。発効時期は未定。Alexandra Sims, 'Women facing fines of up to £6,500 for wearing

の法律を制定すべきとの議論が政府や議会でおこなわれた、あるいは現在もおこなわれている。2011年4月11日にフランスで発効した「公共空間において顔を隠すことを禁止する法律」は、通称「ブルカ禁止法」として知られる。同法は、正式名称にも条文にも「ブルカ」の文言は登場せず、あくまでも「顔を隠すための衣服」を一般的に禁止する規定になっている。しかし、その制定過程から同法がブルカ着用の禁止を目的としていたことは広く知られるところである。すなわち、同法制定に至る直接のきっかけとなったのは、ブルカを着用する外国人に対して国籍取得が拒否された事件であるが、当該事件をめぐるコンセイユ・デタ判決(2008年6月27日)を契機としてブルカとフランス社会の一定の本質的価値との両立性に関心が集まった。サルコジ大統領は、2009年6月22日の演説で「ブルカの問題は、宗教の問題ではない。自由の問題であり、女性の尊厳の問題である」とし、「隷従と屈辱のしるし」であるブルカは「共和国の領域内では歓迎されない」と述べ、この問題の検討を議会に委ねることを表明し、ブルカ禁止法の制定に道を開いたのである。<sup>(30)</sup>

しかし、これを受けて設置されたブルカ問題についての国民議会調査部会は、2010年1月26日に提出した報告書において、全身を覆うヴェールの着用が「共和国の価値に対する紛れもない挑戦である」としつつも、ブルカ着用を狙い撃ちにした場合、差別的取扱や個人の自由に対する侵害となる可能性があり、憲法院による違反判決や欧州人権裁判所による条約違反の判断が下される可能性があることを認めた。<sup>(31)</sup> また、2010年3

---

burkas in Swiss region', *Independent*, 25 November 2015.

(30) C. Gabizon, 'Sarkozy: "La burqa n'est pas la bienvenue"', *Le Figaro*, 26 June 2009; 中島前掲論文・注(12) (共和国の拒否), 805-808頁; Eva Brems, "Introduction to the volume", in E. Brems (ed.), *The Experiences of Face Veil Wearers in Europe and the Law*, Cambridge UP, 2014, pp. 6-7.

(31) 中島宏「フランスにおける「ブルカ禁止法」と「共和国」の課題」『憲法問題』第23号(2012年), 27頁。

月25日にコンセイユ・デタにより提出された報告書も、憲法上及び欧州人権条約上保障される権利・自由の観点から、公共空間における全身を覆うヴェール禁止に疑問を呈した。<sup>(32)</sup> このような指摘を受けて、政府及び議会は、当初の目的であるブルカを特定の禁止するのではなく、「顔を隠す行為」<sup>(33)</sup> 一般を禁止する選択をしたのである。

### 1. Ahmet Arslan 事件判決

ブルカ禁止法の条約適合性の有無を考察する上で、重要な先例となると考えられたのが Ahmet Arslan 事件判決<sup>(34)</sup> である。本件の申立人らは、イスラム教系の宗教団体に属する信者で、宗教的衣服を着て市街を練り歩いていたところ、逮捕・拘留され、その後、公の場で宗教的衣服を着用することを禁じる法等によって起訴され、罰金刑となった。本件で注目すべきは、裁判所が、公立学校におけるイスラムのスカーフ問題についての一連の判例の本件への適用を認めず、広い評価の余地を締約国に付与しなかったことである。その理由として、欧州人権裁判所は、第1に、申立人らが「単なる市民」で、国家の代理人である公務員とは異なること、第2に、申立人らが信仰に対する中立性の尊重が優越する公共施設ではなく、「何人にも開かれた公の場において着用していた衣服のゆえに罰せられた」事実を指摘した。さらに裁判所は、申立人らが公の秩序への脅威を構成したり、不適切な圧力を通行人に行使することで改

(32) 中島前掲論文・注(12) (共和国の拒否), 814-818頁。

(33) コンセイユ・デタ報告書は、「顔を隠す行為」を禁止することについても、違憲となる危険性を指摘していたが、そこで検討された禁止根拠が、結果として立法を正当化するヒントとなったとされる (中島前掲論文・注(31) (共和国の課題), 28頁)。

(34) CEDH, Affaire Ahmet Arslan c. Turquie, Requête no 41135/98, L'arrêt du 23 février 2010. 本判決の判例評釈として、中島宏「公の場における宗教的着衣の規制 欧州人権裁判所2010年2月23日アフメト・アルスラン判決」『法政論叢』第49号 (2010年), 103-120頁参照。

宗勧誘をおこなったりしたという証拠がないことも指摘し、当該干渉は十分な根拠に基づいておらず、第9条に違反すると判断した。

本判決は、フランスにおいてブルカ禁止法案が検討されている最中に出された。それ自体の具体的な危険性を証明することが困難なブルカの公の場における着用により、公務員でない個人を処罰することは、9条違反となる可能性があるという指摘がなされる中、次に見るS.A.S.事件判決が出されたのである。

## 2. S.A.S.事件判決<sup>(35)</sup>

本件において、裁判所は、ブルカ禁止法が欧州人権条約に違反しないとの判断をおこなった。以下では、判決を概観した上で、その評価をおこなう。

### (1) 判決要旨

裁判所は、フランスが主張した法の目的のうち、まず「公共の安全」を確保することは、第8条2項及び第9条2項の意味における正当な目的に該当することを認める。また、社会生活(あるいは「共生」)のた

---

(35) ECtHR, S.A.S. v. France, Application no.43835/11, Judgment of 1 July 2014. 本判決の判例評釈として, Susan S M Edwards, “No Burqas We’re French! The Wide Margin of Appreciation and the ECtHR Burqa Ruling”, *Denning Law Journal*, Vol. 26 (2014), pp.246-260; François-Xavier Millet, “When the European Court of Human Rights encounters the face”, *European Constitutional Law Review*, Vol.11 Issue 2 (2015), pp.408-424; Jill Marshall, “S.A.S. v France: Burqa Bans and the Control of Empowerment of Identities”, *Human Rights Law Review*, Vol.15 (2015), pp.377-389; Armin Steinbach, “Burqas and Bans: The Wearing of Religious Symbols under the European Convention of Human Rights”, *Cambridge Journal of International and Comparative Law*, Vol.4 Issue 1 (2015), pp.29-52; 馬場里美「ブルカ禁止法と宗教の自由 S.A.S. 対フランス事件(ヨーロッパ人権裁判所(大法廷)2014年7月1日判決)」『国際人権』第25号(2015年), 122-124頁。

めの最低限の要求の尊重についても、次のように述べて、それが第8条2項及び第9条2項の「他者の権利及び自由の保護」に該当するとして、その正当性を認めた。「裁判所は、顔は社会の相互作用において重要な役割を果たしているという締約国の主張の要点を考慮する。全ての人に開かれた場所にいる人々は、そこで展開している...社会における共同生活の不可欠の要素である開かれた人間関係の可能性に根本的に異議を唱える慣行又は態度を見ることを望まないという見解を理解しうる。それゆえ裁判所は、顔を隠すヴェールによって他者に対して生じる障壁は、共生しやすい社会が営まれる場において生活する他者の権利を侵害すると締約国が認識していることを容認しうる」。その上で、「ただし、共生概念の柔軟性とその濫用の危険性の観点から、裁判所は、非難される制限の必要性を注意深く審査しなければならない」と述べる (para. 121-122)。

次に裁判所は、問題の法が民主的社会において必要かどうかの判断に入る。裁判所は、締約国は「他者の権利と自由」を保護するために条約上の権利又は自由を制約しうるが、その判断について、直接的な民主的正当性を有する締約国は、国際裁判所よりも地域的な必要性等を適切に評価しうる立場にあるとする。そして、特に国家と宗教の関係について、一般政策に関する民主的社会における意見は合理的に大きく異なりうること、また社会における宗教の重要性について欧州統一概念を認識することは出来ないことから、規制の必要性や程度の決定に関して締約国に広い評価の余地が与えられるとした (paras. 129-130)。

その上で、裁判所は、まず「公共安全」目的での規制について、宗教上の理由でヴェール着用を望む女性の権利に対する影響の重大さから、公共の場における顔を覆う衣服の全面禁止は、公共安全に対する一般的脅威が存在する場合にのみ均衡がとられるとする。当該目的は、人及び財産の安全に危険が存在する場合等に、顔を見せ、身元を確認する義務で達せられるため、全面禁止は公共安全のために必要とは認められ



ないとされた (para. 139)。

次に、裁判所は、「他者の権利及び自由の保護」を目的とした禁止について、目的と手段の比例性の判断をおこなう。裁判所は、一方で、次の点を認める。顔を覆うヴェールを着用する女性の数が非常に少なく、完全禁止により対応することは行き過ぎのように見えること。禁止はヴェール着用を選択する女性に消極的な影響を与えること。国内外の基本的権利保護に関する組織が完全禁止は均衡がとれないと考えていること。問題の法律は、その起草をめぐる議論と共に、ヴェール着用の賛否にかかわらず、ムスリム共同体を不快にさせたこと。この点に関して、裁判所は、問題の法律の起草をめぐる議論でイスラモフォビアが目立ったことを非常に懸念していることを示し、この種の立法が一部のカテゴリーの人々に影響を与えるステレオタイプを強化し、不寛容を助長する危険があることを強調する (paras. 143-149)。

他方で、裁判所によれば、問題の法は、顔を覆うヴェールの着用を望むムスリム女性に影響を与えるものの、当該禁止は衣服の宗教的意味合いに明示的に基づいてはならず、顔を隠すという事実のみに基づいており、この点で、Ahmet Arslan 事件と区別される (para. 151)。また、裁判所は、問題の法により適用される刑罰は、予見しうるもののうち最も軽いものであることを指摘する (para. 152)。さらに、たしかに締約国は当該禁止により多元主義を一定程度制限したが、顔を隠すことは「フランス社会において、社会的コミュニケーションの基礎となる諸規則、すなわち「共生」の要件と両立しないと締約国が考えている実践」であり、この観点からは、締約国は、「多元主義のみならず、民主的社会にとって不可欠な寛容と開かれた精神にとって本質的である、個人間の相互作用原則を保護することを探求」しており、それゆえ公共の場での顔を覆うヴェール着用の認否は社会の選択であるとされた。そして、そのような検討は、社会の民主的プロセスにおいて達せられている均衡を評価するものであるため、裁判所は一定の自制を行使する義務を負っ

ており、前述したように締約国は広い評価の余地を有するが、それは禁止に関する欧州コンセンサスがないことから支持されるところ (paras. 153-156)。

裁判所は、締約国に与えられた広い評価の余地を考慮して、問題の禁止は、「他者の権利及び自由の保護」の要素としての「共生」の条件を保全するという目的と均衡しているといえ、「民主的社会において必要」と判断し、第 8 条及び第 9 条の違反は存在しないと結論づけた (paras. 157-159)。

## (2) 評価

本判決は、で検討した公立学校におけるヴェール問題に関する裁判所の実行と比較した場合、次のような進展が認められる。第 1 に、裁判所が男女平等の尊重は、問題の法の「正当な目的」とはなりえないことを明らかにしたことである。で見たように、欧州人権裁判所の視点はもっぱら女性抑圧のシンボルとしてのヴェールに傾いていたことが批判されてきた。この点、本判決で裁判所は、「申立人のような女性によって擁護されている慣行を禁止するために、ジェンダー平等に依拠することは出来ない」と述べ、問題の法の目的の一つである男女平等尊重を正当なものと認めなかった。このことは、裁判所がこれまでのような一方的な視点のみに依拠するアプローチからの離脱といえ、積極的に評価できる。

第 2 に、裁判所が人間の尊厳の尊重が問題の法の「正当な目的」になりえないと判断するにあたり、証拠の欠如を指摘していることも積極的に評価できる。Dahlab 事件決定やŞahin 事件判決では、イスラムのヘッドスカーフが生徒や他の学生に与える影響について証拠を示すことなく認めていた。しかし、本件で裁判所は、顔を覆うヴェールを着用する女性が、出会う人に対して侮蔑を表現することや他者の尊厳を損ねることを意図していると考えることを可能にするいかなる証拠も有していない

ことを強調し、人間の尊厳の尊重の目的としての正当性を否定したのである。

このような進歩にも関わらず、本件はその結論を支持する者からも、多くの批判の対象となっている。特に批判を受けているのが、本件において権利制約事由である「他者の権利及び自由の保護」の要素として認められた「共生」概念である。当該概念が曖昧なため、顔を覆うヴェールを着用する女性の権利により侵害される他者の「権利及び自由」が具体的に何を指すかが不明確なのだ。

裁判所は、フランス社会では顔を隠すことは、「開かれた民主的社会における最低限の価値」、すなわち「共生」の要件と両立しないと考えられていることを受容しているが、これはムスリム女性がフランス社会に受け入れられるためには顔を見せなければならないということの意味しうるのであり、多数派による同化の容認と受け取られる余地がある<sup>(36)</sup>。しかも、「共生」の要件の内容は、顔を隠さないことに限定されているわけではなく、今後、多数派が望ましくないと考える慣行等を禁止することを正当化するために利用される危険性が存在する。裁判所自身、<sup>(37)</sup>「共生」概念の濫用の危険性を認識し、注意深い審査の必要性を強調し

(36) Stephanie Berry, "SAS v France: Does Anything Remain of the Right to Manifest Religion?", *EJIL: Talk!*, 2 July 2014, available at: <http://www.ejiltalk.org/sas-v-france-does-anything-remain-of-the-right-to-manifest-religion/>; Erica Howard, *S.A.S. v France: Living Together or Increased Social Division?*, *EJIL: Talk!*, 7 July 2014, available at: <http://www.ejiltalk.org/s-a-s-v-france-living-together-or-increased-social-division/>

(37) J. Marshall, *supra* note 35, p.378; Tom Syring, "Introductory Note to the European Court of Human Rights' Judgement on the Legality of a Ban on Wearing Full-Face Veils in Public", *International Legal Materials*, Vol. 53 No. 6 (2014), p.1027; Eva Brems "S.A.S. v. France as a problematic precedent", *Strasbourg Observers*, 9 July 2014, available at: <http://strasbourgobservers.com/2014/07/09/s-a-s-v-france-as-a-problematic-precedent/>

ていたにもかかわらず、広い評価の余地を国家に認め、公共の場で顔を覆うヴェールの着用の認否を社会の選択とすることで、厳格な審査を怠ったと言わざるをえない。<sup>(38)</sup>

また、<sup>(38)</sup>で見たとおり、評価の余地理論は、多くの場合、マイノリティに不利に働くが本件も例外ではない。しかも、本件で問題となった法について言えば、裁判所自身が懸念を示したように、その起草をめぐる議論においてイスラモフォビアが目立ったのであり、その制定及びフランス社会での受容の背景に、フランス社会におけるマイノリティであるムスリムに対する偏見や不寛容が存在することは否定しがたい。フランスは、欧州人権裁判所等の違反判決を避けるべく、ブルカ等のイスラムのヴェールを本来の対象としていたのを、顔を隠す衣服の着用を禁止するという表現に変更したことが指摘されているが、本来の目的は広く知られている。当該法をめぐるイスラモフォビアの問題を認識しつつも、裁判所は、当該法は宗教的意味合いに明示的に基づいておらず、顔を隠すという事実のみに基づいているとして、締約国に広い評価の余地を認めなかった Ahmet Arslan 事件判決と本件を区別した。マイノリティに対する偏見や不寛容を覆い隠すために国家が作り上げた形式的な目的をそのまま受容する欧州人権裁判所の態度は、マイノリティ保護の役割を実質的に放棄するものとするという。この点を批判して、Nussberger 裁判官と Jäderblom 裁判官の共同反対意見は、「フランスにおける特別な状況 特にフランス革命の諸価値の強い統一的な伝統と法の採択に導いた圧倒的な政治的コンセンサス を考慮することは完全に正当であるが、不均衡な干渉から小さなマイノリティを保護することは、依然として裁判所の仕事である」と指摘している (p. 65)<sup>(39)</sup>。

(38) E. Brems, *supra* note 37.

(39) See, also, S. Berry, *supra* note 36.

おわりに

以上に見たように、これまで公共空間におけるイスラムのヴェール着用禁止措置に関して、違反認定がおこなわれた事例は、締約国におけるムスリムの存在が多数派であるか、少数派であるかに関わらず、1件も存在しない。公立学校については、それが教師であるか生徒であるかを問わず、また小学校から大学まで一律に禁止を許容しており、その禁止の容認は近時、公務員一般にまで及んでいる。さらに、公務員ではない一市民に対して、道路を含むより広い公共の場における着用禁止も、それがイスラムのヴェールを狙い撃ちにせず、顔を覆うこと一般を禁止していることを理由に、Ahmet Arslan 事件判決に倣うことを拒否し、禁止措置を容認した。いずれの事例においても裁判所は、国家と宗教の関係に関する民主的社會における意見が多様であり、ヴェール着用禁止についての欧州コンセンサスが欠如していること等<sup>(40)</sup>を理由に、締約国に広い評価の余地を認めることで、このセンシティブな問題についての判断を避けている。

欧州人権裁判所が依拠する、欧州審議会諸国の国内法等から導かれる欧州共通基準の存在は、発展的解釈が孕む予測不可能性や法的不安定性という問題を緩和し、その正当性を高める役割を果たしている<sup>(41)</sup>。その一方で、欧州共通基準アプローチは、本稿でも指摘したように、人権を多数決主義に服せしめ、マイノリティの保護を害するものとして批判的になってきた。しかし、近年、裁判所の態度に変化が見られることが指摘<sup>(42)</sup>されている。すなわち、裁判所は、締約国の間で実行が分かれている

(40) S.A.S. 事件判決では、禁止規範を有しているのはフランスとベルギーのみだったにもかかわらず、多くのヨーロッパ諸国で議論的になっていることをあげ、欧州コンセンサスはないとした (S.A.S. case, para. 156)。

(41) Kanstantsin Dzehtsiarou, "European Consensus and the Evolutive Interpretation of the European Convention on Human Rights", *German Law Journal*, Vol.12 No.10 (2011), pp.1731-1745.

問題においても、申立人が社会における脆弱な集団の一員であることを考慮して厳格な審査をおこなう場合が出てきている。<sup>(43)</sup> また、Hirst 事件において、裁判所は「問題に対する欧州共通アプローチが認められえないとしても、それ自体は問題にとって決定的でありえない」ことを明言した。<sup>(44)</sup> 欧州共通基準へのコンセンサスが欠如していても、必ずしも常に

(42) George Letsas, “The ECHR as a Living Instrument: Its Meaning and Legitimacy”, in Geir Ulfstein, Andreas Follesdal and Birgit Peters (eds), *Constituting Europe: The European Court of Human Rights in a National, European and Global Context*, Cambridge University Press (2013), pp.115-122; Bilyana Petkove, “The Notion of Consensus as a Route to Democratic Adjudication?”, *Cambridge Yearbook of European Legal Studies*, Vol.14 (2012), pp.682-683.

(43) See ECtHR, Alajos Kiss v. Hungary, Application no.38832/06, Judgement of 20 May 2010, para.42.

独身の同性愛者による養子縁組が問題となった E.B. 対フランス (ECtHR, E.B. v. France, Application no. 43546/02, Judgement of 22 January 2008) では、その先例となる Fretté 事件判決 (2002年) で締約国間の法制度に共通基盤が存在しないとして、被告国に広い評価の余地が認められ違反無しの判断がおこなわれており (ECtHR, Fretté v. France, Application no. 36515/97, Judgement of 26 February 2002, para.41), 本件の段階においても同性愛者の養子縁組を認めるのは47か国中9か国にとどまっていた (para.65) にもかかわらず、裁判所は欧州コンセンサスの有無に言及しなかった。裁判所は、「性的志向が争点となっている場合、第8条に該当する権利に関する取扱の差異を正当化するためには、特に説得的で重要な理由が必要」である (para.91) と述べ、そのような理由が提出されていないとして第8条に関連する第14条違反を認定した。本件に関する判例評釈として、齋藤笑美子「性的志向と養子縁組 E.B対フランス」谷口洋幸「性的マイノリティ判例解説」信山社 (2011年), 206-209頁参照。

(44) ECtHR, Hirst v. The United Kingdom (No.2), Application no. 74025/01, Judgement of 6 October 2005, para.81. 本件について詳しくは、北村泰三「選挙権はく奪違法確認訴訟に関する意見書：受刑者の選挙権のはく奪は自由権規約25条に違反する旨の意見」『中央ロー・ジャーナル』第9巻2号 (2012年), 81-139頁; 北村泰三「重層的人権保障システムにおける受刑者の選挙権 欧州人権裁判所の判例を中心に」『法律時

国家に広い評価の余地が認められるわけでも、違反認定がおこなわれえないわけでもないのである。

高度に意見の分かれる宗教問題をめぐる欧州人権裁判所の自制は、一方では、裁判所に対する締約国の信頼を確保するための政治的に賢い選択と評価できるかもしれない。しかし、このような裁判所の態度は、次のような観点から問題があるように思われる。

まず第1に、学校や病院、さらには道路に至るまでイスラムのヴェール着用禁止を認めることは、学校や社会からムスリム女性を締め出す効果をもちえる。そのため、イスラムのヴェール着用禁止は、宗教的多元主義や共生の実現を目的としているが、それはむしろ逆にムスリム女性の分離と過激化をもたらしうることが指摘されている。例えば、欧州評議会議員会議の決議<sup>1743</sup>は、ブルカやニカブの着用が女性の尊厳及び自由に対する脅威になりうるとし、いかなる女性も宗教的衣類を着用することを共同体又は家族により強制されてはならないとしつつも、その一般的禁止がムスリム女性を家に留まらせる家族や共同体の圧力を生み出すという逆効果をもちうることを指摘し、<sup>(45)</sup>2010年6月23日に次のような勧告を出している。「顔を覆うヴェール若しくは他の宗教的又は特別な衣服の一般的禁止を確立しないよう、しかし、女性をすべての肉体的及び心理的強制から保護し、宗教的又は精神的衣類の着用を自由に選択することを保護し、ムスリム女性が公共の生活に参加し、教育及び職業活動を探求する平等の機会を確保するよう」<sup>(46)</sup>加盟国に要求する。

第2に、イスラムのヴェールを禁止する立法や慣行が西欧諸国に広が

報。第83巻3号(2011年)、40-45頁参照。

(45) Resolution 1743 (2010) of the Parliamentary Assembly of the Council of Europe on Islam, Islamism and Islamophobia in Europe, paras. 15-17.

(46) Recommendation 1927 (2010) of the Parliamentary Assembly of the Council of Europe on Islam, Islamism and Islamophobia in Europe, para. 3.13.

る社会的背景として、西欧におけるイスラモフォビアの存在は否定できないことがある。このことは、S.A.S. 事件判決の中で、裁判所自身も認めるところである。しかも、他の欧州諸国のヴェール論争にも影響を与えているフランスの通称スカーフ禁止法やブルカ禁止法は、イスラムのヴェールの禁止を主な目的としていたにもかかわらず、それらを狙い撃ちにしなかったのには、欧州人権裁判所への配慮があったことが指摘されている。マイノリティに対する偏見や不寛容を覆い隠すために国家が作り上げた形式的な目的を、マイノリティに不利に働く評価の余地理論の下で、そのまま受容する裁判所の態度は、マイノリティの保護を実質的に放棄するものとすらいいうる。

第3は、民主的社会において多元主義の実現方法をめぐって対立が生じた場合の裁判所の役割についてである。公立学校や病院におけるイスラムのヴェール着用禁止は、その宗教的多元性を確保することが目的の一つとされる。キリストの磔刑像の事例との比較からは、多元主義には相対立する2通りの理解があり、そのいずれを採用するかは締約国の選択とされていることが分かった。また、公共空間一般における顔を覆うヴェール着用禁止が問題になったS.A.S. 事件判決においても、裁判所は、一方で当該禁止が多元主義を一定程度制限するものと認めつつ、他方で、当該禁止の目的が「共生」であり、その意味で、異なるアプローチで多元主義を探求していることを指摘している。このように、多元主義は宗教的標章の着用や掲示を容認する方向にも、禁止する方向にも用いられうる曖昧な用語であることがわかる。

民主的社会において異なる集団間の対立が生じた場合の締約国の役割

(47) スカーフ禁止法に関する指摘として、山元一「多文化主義の挑戦を受ける フランス共和主義」内藤他前掲書・注(3), 121頁。

(48) なお、Nussberger 裁判官と Jäderblom 裁判官の共同反対意見は、多元主義の後者のような考え方について、「選択的多元主義」と呼び、批判している (S.A.S. case, p.64)。



については、裁判所が判決の中で繰り返し強調してきた。すなわち、このような場合の締約国の役割は、「多元主義を放棄することによって緊張の源を取り除くことではなく、対立する集団が相互に寛容になることを確保することである」と裁判所は述べている。<sup>(49)</sup>ここでは、曖昧な多元主義について、裁判所の一定の立場が示されているといえる。しかし、一連のイスラムのヴェール着用禁止措置は、共同反対意見も指摘するように、まさに「多元主義を放棄することによって緊張の源を取り除く」行為といえ、それを広い評価の余地の下、容認する裁判所の態度は、自己矛盾であるように思われる。

ここ数十年の間、私達は欧州のいくつかの国や地域におけるイスラムのヴェール着用禁止の広がりを目撃したが、近年では、国内の司法の場において反対の動きも見られるようになってきている。2013年2月14日にはスペイン最高裁判所がリエイダ市の顔を覆うヴェールの着用禁止を一部無効とする判断を下した。<sup>(50)</sup>2014年10月14日、ベルギーの国家評議会は、フランドルの公立学校における宗教的標章の着用の一般的禁止は、その着用を希望する生徒の宗教の自由を侵害すると判断している。<sup>(51)</sup>2015年1月27日には、ドイツの憲法裁判所が公立学校における教師による自らの宗教的信条を外見で表明することの一般的禁止を違憲であると判断した。<sup>(52)</sup>

(49) Şahin case, para. 107.

(50) スペイン憲法裁判所は、宗教的信条を表現する自由の制限は法律により規定されなければならないこと、ヴェールの着用によって生じると主張される公の秩序の混乱が具体的に立証されていないこと、ヴェールを着用した女性が公共の場にアクセスできなくなればむしろ両性の平等を害することを指摘して、リエイダ市条例を一部無効とする判断を下した(青砥前掲論文・注(28), 135-154頁参照)。

(51) Saïla Ouald Chaib, 'Religious signs in public schools: Belgian Council of State shows judicial bravery', 4 November 2014, available at: <http://strasbourgobservers.com/2014/11/04/religious-signs-in-public-schools-belgian-council-of-state-shows-judicial-bravery/>

(52) Federal Constitutional Court (Bundesverfassungsgericht), 1 BvR

その一方で、2015年パリの同時多発テロを受けて、ヴェールを着用したムスリム女性への嫌がらせが増加したり、イタリアのロンバルディア州ではブルカ等の顔を覆う衣服の着用を禁止する法改正がおこなわれたりして<sup>(53)</sup>、欧州におけるイスラモフォビアは一層深刻化している。イスラムのヴェール問題をめぐって揺れ動く欧州において、欧州人権裁判所はその真価が問われているのではないだろうか。

[付記] 本稿は、国際法学会2016年度(第119年次)研究大会でおこなった筆者の報告「公共空間におけるイスラムのヴェール問題 欧州人権裁判所判決・決定の批判的考察」(2016年9月10日)に加筆・修正を施したものである。

---

471/10 and 1 BvR 1181/10 of 27 January 2015. 憲法裁判所は、問題の法による禁止を正当化するために、学校の平穩又は国家の中立性に対する十分に具体的な脅威が示されていないこと、キリスト教に関する例外条項は宗教に基づく差別であること等から憲法違反と判断した。Federal Constitutional Court Press Release No. 14/2015 of 13 March 2015, available at: <https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/EN/2015/bvg15-014.html>; Jens T. Theilen, "Towards Acceptance of Religious Pluralism: The Federal Constitutional Court's Second Judgment on Muslim Teachers Wearing Headscarves", *German Yearbook of International Law*, Vol.58 (2015); Johann Ruben Leiss, "One Court, Two Voices: Case Note on the First Senate's Order on the Ban on Headscarves for Teachers from 27 January 2015: Case No. 1 BvR 471/10, 1 BvR 1181/10", *German Law Journal*, Vol. 16 No. 4 (2015), 901-915.

(53) Alice Philipson, 'Italy's Lombardy bans burqa after terror attacks', *The Telegraph*, 11 December 2015.